

資料館だより

発行所

高松宮記念ハンセン病資料館
 〒189 東京都東村山市青葉町4-1-13
 電話 0423-96-2909
 FAX 0423-96-2981
 郵便振込 00130-7-764159
 高松宮記念ハンセン病資料館運営協力会

偏見差別の根拠を「らい予防法」から解く

遅すぎた人権回復

第一三六通常

国会は任専門問題でこじれ、予定されていた「らい予防法廃止に関する法律」の決定が延期になった。

「らい予防法見直し検討会」(大谷藤郎座長)の答申を受け、厚生省が国会に上程した同法案の委員会審議を前にして菅直人厚生大臣の謝罪、ハンセン病対策議員懇談会総会、衆議院厚生委員会の資料館視察などにも見られるように、関係者の理解と前向きな姿勢によって平成七年度中に決定されることになった。

偏見差別の根拠ともいわれ、らい予防法は患者の終生隔離撲滅を目的に一九〇七年に制定され、以来九十年間、過度な消毒、強制収容、患者作業、断種、園内通用券、外出制限、監禁室、従業の禁止など人権無視の政策が遂行されてきた。戦後、治る病気となり、ローマの国際らい会議(一九五五年)でも、日本の隔離収容政策の不当性を指摘されたが、なぜか今日まで放置されてきた。その間、患者とその家族は多大な苦痛と被害を受け、二万二千人の先人たちは無念の涙をのんで世を去っていった。

全患協の悲願ともいうべき「らい予防法」改正の動きが「大谷見解」を契機として急速に盛り上がり、関係者の努力もあって、遅すぎた感はあるが三月三十一日を以て廃案となる。これによって、元・現ハンセン病患者の人権は一応回復されることになるが、現実には長年泌みついた偏見や差別が一朝一夕に解消されるとは思われず、今後の対応がさらに必要となるであろう。

「らい予防法の廃止に関する法律案の概要

(1) 法案の趣旨

ハンセン病に関する医学的知見の変化等を踏まえ、らい予防法を廃止するとともに、現在、国立ハンセン病療養所に入所している者等の置かれた状況にかんがみ、これらの者に対する医療及び福祉の処遇(入所者に対する必要な療養の提供、患者家族に対する援護等)を維持、継続するための措置を講じる。

(2) 法律の内容

- ①らい予防法を廃止すること。
- ②らい予防法の廃止の際、現に国立ハンセン病療養所に入所している者に対する必要な療養の提供、福利増進及び更生指導を継続すること。
- ③らい予防法廃止の際、現に国立ハンセン病療養所に入所している者の親族に対する援護を継続すること。
- ④法律において用いられている「らい」の語を「ハンセン病」に改めること。
- ⑤その他、関連法規を見直すこと(優生保護法上の優生手術及び、人工妊娠中絶の対象者から「らい」を削除する改正等)。
- ⑥施行日 平成八年四月一日。(飛翔・第39号)

「らい予防法」関連年表

1873年	ノルウェーの医師ハンセンがらい菌を発見。
1897年	第1回国際らい会議→『らい予防には隔離が最善』。
1907年	法律第11号「癩予防ニ関スル件」公布。
1909年	連合府県立の5療養所設立(東京・大阪・熊本・香川・青森)。
1915年	療養所内で断種を前提に結婚が認められる。 ・この頃「無らい県運動」提唱(1943年頃まで推進)。
1930年	国立療養所第1号として長島愛生園が開園。
1931年	国立癩療養所患者懲戒検束規定。
1934年	台湾に「らい予防法」施行。
1935年	朝鮮「らい予防令」公布。
1941年	府県立が国立に移管される。
1948年	全生園でプロミン獲得促進委員会結成。 ・優生保護法(本人又は配偶者が癩疾患である場合の優生手術及び人工妊娠中絶を認めたもの)。
1951年	出入国管理及び難民認定法(らい予防法適用外国人の上陸拒否)。 ・3園長の国会証言【第12回国会、参議院厚生委員会】。 ・全国ハンセン病患者協議会(全患協)結成。
1952年	全患協による「らい予防法」闘争開始(～53年)。
1953年	「らい予防法改正に関する付帯決議」【参議院厚生委員会】法律第214号「らい予防法(現行法)」施行。 ・ハンセン病患者専用刑務所・熊本刑務所菊池医療刑務支所開設。
1956年	らい病患者救済及び社会復帰に関する国際らい会議(ローマ会議)『偏見の除去と差別の禁止』を決議。
1963年	全患協が予防法改正の要望書を厚生大臣に提出。
1988年	WHO「らい対策の指針」。
1991年	全患協3度目の予防法改正要請。
1994年	らい予防法に関する私(大谷藤郎)の個人的見解出される。 ・全国ハンセン病療養所所長連盟、統一見解を発表(予防法廃止を求める)。
1994年	・奈良県議会、東久留米市議会、鹿児島県議会、鹿屋市議会、岡山県議会、邑久町議会、東村山市議会、東京都議会、青森市議会などが相次いで「らい予防法を廃止し新法の制定を求める意見書」を国へ提出する。
1995年	・資料館開館一周年記念シンポジウム「らい予防法改正問題をめぐって」開催。
1995年	日本らい学会「らい予防法」検討委員会が見解(予防法廃止と自己批判)。 ・ハンセン病予防事業対策調査検討会が中間報告(予防法廃止を求める)。 ・全患協「基本要請」(1月)、「声明」(4月)を出す。 ・資料館開館二周年記念フォーラム「ハンセン病の歴史を探る」(6月) ・全医労、障都連、東村山身患連、国障年をすすめる東村山市民の会、日本共産党国会議員団などが、らい予防法の見直しを求める決議、電報、要請書、見解などを出す。 ・らい予防法見直し検討会報告書出る(12月)。
1996年	日本弁護士連合会、らい予防法に関する声明を出す(1月)。 ・厚生省、らい予防法の廃止に関する法律(案)を国会へ上程。 ・菅厚生大臣、全患協代表に予防法放置を謝罪する(1.18)。 ・衆院厚生委員会、ハンセン病資料館視察、その後全患協の要望をきく(2.21)。 ・らい予防法廃止法案が衆議院厚生委員会(3.25)、同本会議(3.26)、参議院本会議(3.27)ともに全会一致、可決成立。

衆議院厚生委員会一行 納骨堂献花と資料館視察

二月二十一日午前十一時三十分、衆議院厚生委員会(和田貞夫委員長一行十三人と衆議院参事、調査室関係者など七人を乗せた衆議院のバスが、高松宮記念ハンセン病資料館に着した。一行は厚生省(松村保健医療局長外十名、全生園施設幹部、全患協、自治会、資料館関係者(大谷館長外)など多数の出迎えを受け、先ず納骨堂へ直行、三千七百六十五人の先人たちの霊に花束を捧げ、委員一人一人が手を合わせた。

その後、資料館で平沢運営委員の案内で三十分間、六百点の展示品を観覧、ら

二月二十一日午前十一時三十分、衆議院厚生委員会(和田貞夫委員長一行十三人と衆議院参事、調査室関係者など七人を乗せた衆議院のバスが、高松宮記念ハンセン病資料館に着した。一行は厚生省(松村保健医療局長外十名、全生園施設幹部、全患協、自治会、資料館関係者(大谷館長外)など多数の出迎えを受け、先ず納骨堂へ直行、三千七百六十五人の先人たちの霊に花束を捧げ、委員一人一人が手を合わせた。

その後、資料館で平沢運営委員の案内で三十分間、六百点の展示品を観覧、ら



きた。(らい予防法は)人権を侵害しており、ハンセン病の皆さんに本当に申し訳ない。この国会で廃案とするが遅きに失した。十分こ

資料館観覧後、本館会議室で全患協の高瀬会長らと懇談。高瀬会長は献花のお礼を述べるとともに「らい予防法の廃止は人間性の回復と法の下の平等につながる。明治以来二万二千柱の先輩に悲願達成を謹んで報告したい」と思いを込めて述べた。

和田委員長は「審議に先立ち認識を深めることがで

三周年記念シンポジウム

資料館では開館三周年を記念して次の要領でシンポジウムを開催することになった。

記

高松宮記念ハンセン病資料館三周年記念シンポジウム

テーマ 「これからをどう生きるか」

「らい予防法廃止にこたえて」

期日 一九九六年六月二十三日(日)午後一時～四時

総合司会 大和田喜一(資料館運営委員)

挨拶 成田稔(資料館運営委員)

司会 佐川修(資料館運営委員)

講師 佐藤エミ子(希少難病全国連合会会長)

意見聞き入れるように付帯決議について理事のみならずと相談したい」と話していた。

菅原進(全国精神障害者連合会副代表)

未定(全国ハンセン病患者協議会?)

屋舖恭一(HIV支援グループ)

大谷藤郎(資料館館長)

高松宮記念ハンセン病資料館運営委員会

厚生省・東京都・東村山市

「らい予防法」廃止後「これからをどう生きるか」これは単にハンセン病だけの問題ではなく、難病、障害者など、底辺に生きる人達の医療、福祉など生きる権利を問う意義ある集会となるよう希っている。

資料館では開館三周年を記念して一般から次の要領で作文(評論)を募集することになった。

記

①テーマ 「らい予防法廃止について」

②作文(評論)は原稿用紙(四百字詰)五枚以内

③入選三篇、佳作若干には薄謝を呈す。

④応募作品には住所、氏名、年齢、職業を明記すること。

⑤選考は資料館運営委員会

⑥〆切は五月十日(金)

⑦原稿送り先・高松宮記念ハンセン病資料館

〒189 東京都東村山市青葉町四一―一三

電話 〇四二三・九六・二九〇九 FAX 〇四二三・九六・二九八一

ハンセン病療養所入所者職員、各看護学校、学生、一般の方など一人でも多くご応募下さい。

見えない壁を越えて 映画制作募金の訴え

「あつい壁」「ある青年の
出発」「ガラスの兎」など、
社会の良心を問う映画を撮
りつづけている中山節夫監
督の発案で、財団法人藤楓
協会、全国ハンセン病患者
協議会、高松宮記念ハンセ
ン病資料館共催による映画
「見えない壁を越えて」が
制作されることになった。
内容は、らい予防法が廃

一八五五年十月、イギリ
ス北ロンドンに生まれる。
両親永眠後、伝道師を志し
日本伝道の指示をうける。
一八九〇(明治23)年四月
三日、リデルにとってその
一生を決定する「出会い」
に導かれる。

この日熊本の名刹へ花見
に誘われたリデルは、桜の
木の下に群れ集う痛ましい
ハンセン病患者に衝撃を受

止されることを受けて、過
去にいわれのない偏見や差
別により患者やその家族が、
どのような苦しみを受けて
きたか、日本のらい政策の
実態を証言、映像化して視
覚に訴えらるとともに、人権
を考える資料として残すこ
とを目的としている。

すでに松丘保育園(青
森)の雪景色の撮影を終え
ける。この日のことを「First
saw leprose」と簡潔かつ劇
的なメモを残しているが、
この出会いをきっかけとし

先駆者⑦
ミス・ハンナ・リデル
一八五五〜一九三二

リデルは自らの全財産を
処分し、熊本の黒髪地に
回春病院を設立する(明治
28年)。

ているが、来年二月までに
全国十五カ所のハンセン病
施設、その他を順次回ること
になっている。

資金(制作費)は幸い、
日本財団船舶振興会のご理
解によって、三分の二は補
助されることになったが、
残り三分の一(一四五〇万
円)は自己負担となってい
る。映画制作委員会では自
己負担金確保のため、広く
一般に募金を呼びかけ、是
非共映画「見えない壁を越
えて」の完成を期したいと
願っている。何卒皆様のご

リデルは回春病院の事業
を幹として、沖繩あるいは
草津等へ救済事業の枝をひ
ろげた。また大隅重信らを
動かし「らい
予防法」制定
のきっかけを
作った。

リデルはハンセン病患者
との生活を「分かち合い」
の精神の中で過ごした。病
院内は障害者のためのスロ

協力の程を!!
募金の送り

先は
〒189 東京都
東村山市青葉
町四一―一
三
高松宮記念ハ
ンセン病資料
館・映画制作
委員会事務局
電話・〇四二
三・九六・二
九〇九

邑久光明園・大島青松園 昔むかし写真展 5月～6月

資料館では、一昨年の「多
磨全生園・神山復生病院」、
昨年の「菊池恵楓園・琵琶
崎待労院」の「昔むかし写
真展」につづいて、今年に
「邑久光明園・大島青松園
昔むかし写真展」を両園自
治会のご協力を得て、次の
如く開催する予定です。

期日 5月1日(水)～
6月30日(日)まで
場所 資料館研修展示室
貴重な写真が沢山ありま
すので、みなさまどうぞご
らん下さい。

◎あとかぎ

「要求のないところに成
果なし」と言うが、HIV
薬害訴訟は厚生省と製薬会
社が非を認め、七年目にし
て和解の運びとなった。

ハンセン病は隔離されて
九十年、予防法の改正を要
求して43年目にして廃案!!
その間数千人が煙突の煙
となって故郷へ帰った。近
年は遺骨をとりにくる家族
もいる。隔世の感あり。(修)